

犯罪収益移転防止法に関するQ & Aについて

(郵便物受取サービス業者)

令和 7 年 7 月
経 済 産 業 省
商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ
商 取 引 ・ 消 費 経 済 政 策 課

1. 郵便物受取サービス業者について

問 1

犯罪収益移転防止法に規定する「郵便物受取サービス業者」とは、どのようなサービスを提供している事業者を指しますか。

(回答)

「郵便物受取サービス業者」については、犯罪収益移転防止法第2条第2項に定める「特定事業者」の一つとして、同条同項第44号に規定されています。具体的には、「私設私書箱」、「バーチャルオフィス」、「レンタルオフィス」、「電話秘書代行」等いかなる名称をもって顧客と取引しているかを問わず、以下のすべての要件を満たすサービス（郵便物受取サービス）の提供を行う事業者をいいます。

- ・ 自己の居所や会社の事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- ・ 顧客に代わって顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- ・ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

問 2

郵便物受取サービス業を開始するに当たり、国（経済産業省）の許可若しくは登録又は国への届出が必要でしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業を開始するに当たって、国の許可若しくは認可又は国への届出は必要ありません。

しかし、郵便物受取サービス業者が、その業務を行うに当たっては、犯罪収益移転防止法に基づき、5つの義務がかかります。

問 3

犯罪収益移転防止法上、郵便物受取サービス業者に求められる義務は何でしょうか。

(回答)

犯罪収益移転防止法では、郵便物受取サービス業者に対して、以下の義務が課されています。

① 取引時確認義務

- ② 取引時確認の記録の作成及び保存義務
- ③ 取引の記録の作成及び保存義務
- ④ 疑わしい取引の届出義務
- ⑤ 取引時確認等を的確に行うための措置を講じる義務

2. 取引時確認義務について

問 4

取引時確認とは何を確認するのでしょうか。

(回答)

取引時確認とは、郵便物受取サービス業者が郵便物受取サービス契約を締結するに際して行わなければならない確認をいいます。取引時確認の確認事項及びその確認方法は、行おうとする取引が「通常の取引」とマネー・ローンダリングに用いられるおそれが特に高い「ハイリスク取引」(注)のいずれかにより異なります。

(注) ハイリスク取引とは次のいずれかに該当する取引をいいます。

- ① 顧客又は代表者・取引担当者になりすましている疑いのある取引
- ② 過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある取引
- ③ イラン・北朝鮮に居住・在住する者との取引
- ④ 外国 PEPs (外国要人 (大臣や大使等の重要な公的地位のある者又はこれらの地位にあった者)、その家族、当該要人又はその家族が実質的支配している法人) との取引

① 通常の取引の場合

郵便物受取サービス業者は、「本人特定事項」及び「取引を行う目的」に加え、顧客が自然人(個人)の場合は「職業」、顧客が法人の場合は「事業の内容」及び「実質的支配者」を確認しなければなりません。また、顧客が法人の場合や代理人による契約の場合に「本人特定事項」を確認する際には、法人や契約者の本人特定事項に加え、当該法人の取引担当者や契約者の代理人の本人特定事項の確認も必要です。

② ハイリスク取引の場合

「ハイリスク取引」に該当する取引を行うに当たり、顧客について、通常の取引に際して用いた本人確認書類に加えて、別の本人確認書類によって本人特定事項を確認することが義務づけられています。さらに、当該ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、書類により当該顧客の「資産及び収入の状況」の確認を行うことが義務づけられています。

問 5

取引時確認はいつまでに行わなければなりませんか。

(回答)

取引時確認は、原則として郵便物受取サービス契約を締結する際に実施する必要があります。

事情により確認が遅れる場合であっても、郵便物受取サービス業に係る取引においては、送付される郵便物の内容物が外形からは判別困難であること及び必ずしも当該顧客等との次回の接触が想定されるとは限らないことから、遅くとも、当該顧客等への郵便物の引渡し時点までに、取引時確認を実施する必要があります。

問6

取引時確認のうち、本人特定事項を確認する方法を教えてください。

(回答)

本人特定事項とは、顧客が自然人（個人）の場合は、氏名、住居及び生年月日、顧客が法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいいます。

以下に、顧客が自然人（個人）なのか又は法人なのか、対面による確認を行うのか、非対面（メール、インターネット、郵送等）による確認を行うのかに分けて、それぞれの通常の取引の場合の本人特定事項の確認方法を記載します。

(1) 顧客が自然人（個人）の場合

① 対面で確認を行う場合

顧客が自然人である場合、対面での本人特定事項の確認については、本人確認書類の種類に応じてその確認方法が異なります。

イ	・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 在留カード（写真あり） ・ 特別永住者証明書（写真あり） ・ マイナンバーカード（写真あり） ・ 旅券等（パスポート） ・ 船舶観光上陸許可書 ・ 身体障害者手帳（写真あり） ・ 精神障害者保健福祉手帳（写真あり） ・ 療育手帳 ・ 戦傷病者手帳
ロ	・ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

→ 原本の提示を受ける方法により確認

※ 法人の取引担当者や自然人の代理人については、ロの本人確認書類で複数枚発行されるものの場合、原本の提示のみでは足りず、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する必要があります。

ハ	・在留カード（写真なし） ・特別永住者証明書（写真なし） ・マイナンバーカード（写真なし） ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証（注） ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書 ・介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳 ・国民年金手帳、児童扶養手当証書又は母子健康手帳 ・契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
---	--

→ 以下(i)～(iii)いずれかの方法により確認

- (i) 原本の提示を受けるとともに、もう一種類の本人確認書類又は現在の住居の記載がある補完書類の提示を受ける方法
- (ii) 原本の提示を受けるとともに、もう一種類の本人確認書類若しくは現在の住所の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法
- (iii) 原本の提示を受けるとともに、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（注）現在使用しているものは、その有効期限まで（最長、令和7年12月1日まで）、本人確認書類として使用可能です。

ニ	・契約又は承諾に係る書類に押印した印鑑以外の印鑑登録証明書 ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し（原本） ・住民票の記載事項証明書
ホ	・官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（マイナンバーの通知カードを除く）

→ 原本の提示を受け、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により確認

なお、顧客（自然人）の代理人による契約の場合、委任状等により当該代理人が正当な取引権限を持っていることを確認した上、当該代理人の本人特定事項の確認が必要となります。

② 非対面で確認を行う場合

本人確認書類の原本の送付（郵送等）若しくは本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名・住居及び生年月日の情報）の送信を受け、または、郵便物受取サービス業者の提供するソフトウェアを使用して本人確認書類の画像（氏名、住居及び生年月日並びに厚みその他の特徴を確認できるもの）の送信を受け、これを確認するとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる方法により確認します。

また、顧客等から、郵便物受取サービス業者が提供するソフトウェアを使用して本人確認用画像情報（当該ソフトウェアを使用して撮影された本人の容貌の画像及び写真付き本人確認書類の画像（氏名、住居及び生年月日、本人確認書類に貼り付けられた写真並びに厚みその他の特徴を確認できるもの））の送信を受ける方法や、郵便物受取サービス業者が提供するソフトウェアを使用して、当該ソフトウェアを使用して撮影された本人の容貌の画像及び写真付き本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名・住居・生年月日及び写真の情報）の送信を受ける方法により確認することもできます。

さらに、本人確認書類（現在の住居の記載のあるもの）２通の写しの送付（郵送、メール等）を受け、または、本人確認書類（現在の住居の記載のないもの）の写し及び補完書類（現在の住居の記載のあるもの）又はその写し２通（うち１通は当該顧客のものに限る）の送付を受け、確認するとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる方法や、また、本人限定受取郵便等を送付し、受取りの際に顧客等から本人確認書類（写真付きに限る）の提示等を受ける方法により確認することもできます。なお、顧客（自然人）の代理人による契約の場合、委任状等により当該代理人が正当な取引権限を持っていることを確認した上、当該代理人の本人特定事項の確認（代理人の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することも必要）が必要となります。

（２）顧客が法人の場合

顧客が法人である場合は、法人の本人特定事項の確認に加えて、実際に契約を行う取引担当者（個人）の本人特定事項の確認も必要です。取引担当者の本人特定事項の確認については、（１）の顧客が自然人（個人）の場合と同様ですが、委任状等により当該取引担当者が正当な取引権限を持っていることを確認する必要があります。

また、法人の本人確認書類は、登記事項証明書、印鑑登録証明書（いずれも確認日前６ヶ月以内に発行されたもの）等ですが、定款は本人確認書類として

は利用できません。ただし、定款については、事業内容の確認に利用することはできます。

① 対面で確認を行う場合

法人の本人確認書類の原本の提示を受ける方法により確認します。

また、対面で取引担当者から法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの登記情報の送信を受けたり、国税庁が運営する法人番号公表サイトで公表されている登記情報を確認したりする方法により確認することもできます。

② 非対面で確認を行う場合

法人の本人確認書類のコピー等の送付（郵送、メール等）を受け確認を行う方法又は非対面で取引担当者から法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの登記情報の送信を受け、若しくは国税庁が運営する法人番号公表サイトで公表されている登記情報を確認する方法により確認します。ただし、これらの場合、さらに当該本人確認書類に記載されている法人の所在地に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる所在地確認を行うことが必要です（登記情報提供サービスからの登記情報の送信を受ける方法の場合で、申告を行う当該取引担当者が法人を代表する役員として登記されているときを除きます。）。その他、電子署名による本人特定事項の確認を行う方法も可能です。

※ 顧客が、一般財団法人民事法務協会が運営する登記情報提供サービスからの登記情報を紙に打ち出したものは本人確認書類として認められません。上記①・②のとおり、郵便物受取サービス業者が同協会から登記情報の送信を受ける（PDFで受信する）ことが必要です。

問 7

問 6 に記載されている「補完書類」とは、何でしょうか。

（回答）

「補完書類」とは、国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等です。本人特定事項の確認を行う場合において、顧客等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合、これらの補完書類の提示等を受け、現在の住居等を確認することができます。ただし、これらの補完書類は、領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が提示等を受ける日前 6 ヶ月以内のものに限ります。

問 8

顧客が個人事業主の場合の取引時確認の方法について教えてください。

(回答)

個人事業主は、法人格を持たない自然人（個人）が事業を行っているものですので、自然人（個人）の顧客に対する取引時確認の方法により確認を行ってください。

問 9

犯罪収益移転防止法において、「取引を行う目的」、「職業」、「事業内容」及び「実質的支配者」等の確認を行わなければならない理由を教えてください。

(回答)

これらの確認項目は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか否かの判断を、郵便物受取サービス業者がよりの確に行うためのものです。

郵便物受取サービス業者は、顧客等が行う取引の態様が、その「取引を行う目的」、「職業」、「事業内容」及び「実質的支配者」等の属性情報等に照らし合わせて不自然でないかどうかを吟味し、当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するか判断する必要があります。

問 10

犯罪収益移転防止法において、「取引を行う目的」や「職業」、「事業内容」とは、何を確認すれば良いのか教えてください。

(回答)

「取引を行う目的」とは、通常、自己の住居において郵便物を受け取れば良いにもかかわらず、私設私書箱（郵便物受取サービス業者）を利用しなければならない理由のことであり、これを確認する必要があります。目的が単に「郵便物の受取」では、私設私書箱を利用する理由には当たりません。

例えば、「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型（複数選択可）は以下の通りです。

(取引を行う目的)

- ☐ セキュリティ対策やプライバシー保護のため
- ☐ 自社／自己宛ての大量の郵便物・書類の保管のため
- ☐ 賃借料金や保管業務コスト削減のため
- ☐ 郵便物・書類管理の能率を向上するため
- ☐ 一般の郵便物と分けて受け取りたいものがあるため
- ☐ 出張時、長期不在、海外居住等の場合の連絡拠点として郵便物を受け取りたいため

また、「職業」や「事業内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型（複数選択

可)は以下の通りです。

(職業) ※顧客が自然人(個人)の場合。

- ☐会社役員／団体役員
- ☐会社員／団体職員
- ☐公務員
- ☐個人事業主／自営業
- ☐パート／アルバイト／派遣社員／契約社員
- ☐主婦／主夫
- ☐学生
- ☐退職された方／無職の方
- ☐その他() ※具体的に記入

(事業の内容) ※顧客が法人の場合。

- ☐農林／林業／漁業
- ☐製造業
- ☐建設業
- ☐情報通信業
- ☐運輸業
- ☐卸売／小売業
- ☐金融業／保険業
- ☐不動産業
- ☐サービス業
- ☐その他() ※具体的に記入

なお、郵便物受取サービス業者が「取引を行う目的」や「職業」又は「事業内容」を確認するに当たって、郵便物受取サービス契約を締結する際の申込書・規約等により、当該内容を確認できる場合は、「取引を行う目的」や「職業」又は「事業内容」は明白であることから、改めて確認する必要はありません。

問 1 1

顧客の「実質的支配者」を確認する方法について教えてください。

(回答)

「実質的支配者」とは、顧客である法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者です。

資本多数決の原則を採る法人(株式会社等)においては、当該法人の議決権の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有している自然人、当該自然人がいない場合は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力

を有する自然人、当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人を指します。

資本多数決の原則を採らない法人（一般社団・財団法人等）においては、法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人、又は、出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人、当該自然人がいない場合は、法人を代表し、その業務を執行する自然人を指します。

いずれの場合も該当する自然人が複数いる場合には、その全てが実質的支配者に該当します。

通常取引の場合は、顧客である法人の代表者（郵便物受取サービスに係る取引の任に当たっている者がいる場合はその取引担当者）からの申告を受ける方法で、①「実質的支配者」の本人特定事項の確認を行った上、②当該実質的支配者と当該顧客等との関係やその確認を行った方法を記録する必要があります。また、ハイリスク取引の場合は、株主名簿や有価証券報告書等で、①「実質的支配者」の本人特定事項の確認を行った上、②当該実質的支配者と当該顧客等との関係やその確認を行った方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項を含む。）を記録していただくこととなります。

問 1 2

顧客が上場企業の場合であっても、「実質的支配者」を確認する必要がありますか。

（回答）

顧客が上場企業の場合は、「事業の内容」、「取引を行う目的」及び法人自身の「本人特定事項」及び当該法人の「実質的支配者」について確認する必要はありません。ただし、この場合であっても、郵便物受取サービスに係る取引の任に当たっている取引担当者の本人特定事項については確認する必要があります。

3. 取引時確認の記録の作成及び保存義務について

問 1 3

取引時確認の記録の作成及び保存とは何すればよいでしょうか。

（回答）

郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った際には、当該取引時確認の記録（本人確認書類の写しの提出があった場合には当該証明書の写しを添付する。）を作成する義務があります。

また、郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録及び添付資料を郵便物受取サービスに係る契約が終了した日から7年間保存する義務があります。

なお、以下の経済産業省のウェブページに「取引時確認の記録の参考様式」を掲載しておりますので、御活用ください。

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

4. 取引記録の作成及び保存義務について

問 1 4

取引記録の作成及び保存とは何をすればよいでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、現金（1万円を超える）を内容とする郵便物を取り扱う場合、取引記録を作成する義務があります。それ以外の取引については取引記録の作成義務はありませんが、業務を円滑に運営・遂行していただくためにも、すべての取引について記録を行っていただくことが望ましいと考えられます。

また、郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引が行われた日から7年間保存する義務があります。

5. 疑わしい取引の届出義務について

問 1 5

疑わしい取引の届出とは何をすればよいでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、①一般的な郵便物受取サービス取引の態様との比較、②当該顧客との間の郵便物受取サービス以外の取引との比較、③取引時確認時の情報との整合性といったチェック項目に従って、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引の性質等に応じ、確認記録や取引記録の精査、顧客への質問等必要な調査と統括管理者（責任者）による確認等を行い、取引に疑わしい点がないか確認する必要があります。これらの確認の結果、郵便物受取サービスに係る業務において收受した財産が犯罪による収益である疑い、又は顧客が犯罪による収益について事実の仮装・隠匿行為を行っている疑いがあると判断した場合には、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。

また、契約に至らない場合でも、申込者等に関して不審に感じられる事案に遭遇した際には届出が必要です。

郵便物受取サービス業者は、経済産業大臣に届出を行います。

経済産業省のホームページには、「疑わしい取引の届出」の様式と「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」を掲載しております。

(http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html)

① 電子申請にて届出を行う場合

事業者プログラムを利用して届出書を作成し、インターネットで電子申請しま

す。届出には警察庁配布の事業者プログラムが必要となりますので、以下の警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室のホームページの「疑わしい取引の届出」から、事業者ID発行申請書をダウンロードして事業者ID及びパスワードの発行を郵送で申し込んでください。

(<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>)

② 書面にて届出を行う場合

経済産業省商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課宛てに届出を郵送していただくこととなります。宛先は以下のとおりです。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

問16

顧客に対して、経済産業省に疑わしい取引の届出を提出することや提出したことを伝えても良いですか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、経済産業省に対して「疑わしい取引の届出」を行う際、それを行おうとすること又は行ったことを顧客やその関係者に漏らしてはなりません。

6. 取引時確認等を的確に行うための措置を講じる義務について

問17

取引時確認等を的確に行うための措置とは何をすれば良いのでしょうか。

(回答)

郵便物受取サービス業者は、取引時確認等を的確に行うため、取引時確認事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じなければなりません。具体的には、当該情報に変更があった場合に顧客が郵便物受取サービス業者にこれを届け出る旨を約款等に盛り込むことなどの措置を講じる必要があります。

また、郵便物受取サービス業者は、以下に掲げる措置を講ずるよう努めなければなりません。

- ・ 使用人に対する教育訓練の実施
- ・ 取引時確認等の措置の実施に関する規程（社内規則・マニュアル）の作成
- ・ 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他業務を統括管理する者の選任
- ・ 自らが行う取引についてのリスク評価の作成と見直し
- ・ 必要な情報収集・分析
- ・ リスク評価の内容を勘案し、保存している確認記録・取引記録等の継続的精査
- ・ リスクの高い取引を行う際の統括管理者の承認

- ・ リスクの高い取引について行った情報収集・分析の結果を記録化・保存
- ・ 必要な能力を有する職員の採用
- ・ 必要な監査の実施

7. その他

問 18

犯罪収益移転防止法に違反すると、どのような処分又は罰則が科されるのでしょうか。

(回答)

経済産業省は、犯罪収益移転防止法の施行に必要な限度において、郵便物受取サービス業者に対して報告徴収をすることができ、当該業者の事務所等に立入検査を行うことができます。

また、経済産業省は、報告徴収又は立入検査の結果、郵便物受取サービス業者が、その業務に関して、犯罪収益移転防止法の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命じることができます（以下「是正命令」といいます。）。

仮に、郵便物受取サービス業者が、経済産業省の報告徴収に対して報告等をせず若しくは虚偽の報告等をした場合、又は経済産業省の立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は、当該違反をした者は1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります（使用人が当該違反をした場合、使用者である法人は2億円以下、個人事業主は300万円以下の罰金の併科）。

また、郵便物受取サービス業者が、経済産業省の是正命令に違反した場合、当該違反をした者は、当該事業者は2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります（使用人が当該違反をした場合、使用者である法人は3億円以下、個人事業主は300万円以下の罰金の併科）。

(このQ & A集のお問い合わせ先)

経済産業省商務・サービスグループ

商取引・消費経済政策課

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1511（内線4191）